

## 令和8年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和8年6月30日（火）14時00分

2. 場 所：庄内庁舎 新館2-1会議室

3. 出席委員 9名

|     |      |         |
|-----|------|---------|
| 会 長 | 4 番  | 秋 吉 一 郎 |
| 委 員 | 1 番  | 久 保 光 輝 |
|     | 2 番  | 衛 藤 将 明 |
|     | 5 番  | 江 藤 国 子 |
|     | 6 番  | 佐 藤 政 也 |
|     | 7 番  | 松 田 浩 二 |
|     | 8 番  | 佐 藤 誠一郎 |
|     | 9 番  | 高 田 英   |
|     | 10 番 | 大 津 雄 司 |

4. 欠席委員

|  |      |         |
|--|------|---------|
|  | 3 番  | 縣 浩一郎   |
|  | 11 番 | 竹 林 論 一 |

5. 議事参与が制限された委員 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長あいさつ

(3) 議 事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ②農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ④農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑤農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
- ⑥令和7年度最適化活動の点検・評価について
- ⑦その他

(4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局）

局長 生野敏博、総括主幹 大嶋陽一、主事 梶原公太、行政専門員 長松喜久一

## 1. 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和8年第6回由布市農業委員会総会を開会いたします。

次第2 会長あいさつ よろしくをお願いします。

## 2. 会長あいさつ

(議長)

それではこれより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

異議なしと認めます。

従って、会議は本日1日間と決定しました。次に会議録署名委員の1名を指名します。本日の会議録署名議員は議席番号7番、松田浩二委員よろしくお願いします。続きまして採決についてお諮りします。

これから採決します、日程第1から6まですべての件は会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

・・・・・・・・・・異議なし・・・・・・・・・・

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限を受ける委員は、退席をすることとなっていますので、よろしくお願いします。

### 日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議長)

農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について5件ほどあります。議案説明事務局をお願いします。

#### 【事務局朗読説明】

(議長)

議案第1号から5号につきましては報告ということで了承いただきたいと思います。

### 日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議長)

日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について4件ほどあります。議案説明を事務局よろしくお願いします。

#### 【事務局朗読説明】

(議長)

議案 6 号について、説明を担当の議席番号 10 番、大津委員よろしくお願いします。

(大津雄司委員)

説明します。下市の農地になります。八坂神社という神社がありまして、そこからそんなに離れてない農地になります。大きな水路の排水路があるのですが、それに、隣接しているような、狭小な農地になりますので、今回、受人は違う転用案件で、その農地に隣接している土地を宅地として購入しまして、家を建てている状況です。今回、家の裏になるということで、渡人はもう農業をリタイアしてまして、どうしても処分したいということで、受人に買ってくれないかという話が来まして受人がその農地を取得するという話になりました。受人は、赤野に住んでおられるのですが、新居に今回行くのですが、今の、自宅でも家庭菜園をしているという状況で、そこで農業する上では問題ないと思います。ご審議をお願いします。

(議長)

質疑を求めます。高田委員。

(高田英委員)

登記地目は田んぼで 92 m<sup>2</sup>と狭いのですが、現状の田んぼで利用されていたのでしょうか。畑として、使用しているのでしょうか。

(大津雄司委員)

ほとんど、管理のみの状況で雑草を切るぐらい管理をしていました。保全管理だけをしていて、現況、畑のような感じです。

(高田英委員)

はい。

(議長)

その他質疑ありますか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・ **挙手多数** ・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 7 号について説明を担当の議席番号 1 番、久保委員よろしくお願いします。

(久保光輝委員)

場所は挾間町の小野で、谷簡易郵便局から 618 号庄内方面に 500 メートルほど行き、交差点を右手の庄内方面に行き、さらに 100 メートルほど行ったところに、株式会社 EP0 という足場の会社があります。その会社の道を挟んで反対側にあります。渡人と受人の関係性は、受人が土木会社を経営しています。その受人が入った現場に渡人がいらっしやいまして、同じ仕事をして知り合ったと。その後、受人が自社の事業でドローン事業、田んぼの農薬散布を新たにやりました。それで渡人の持っている畑を、使って自動播種で、ドローンで種まきをするのに商業化ですね。そのため、自社でのテスト試験をしたいということで、今回、渡人の田んぼを買いたい

ということで話がまとまったそうです。機械もその渡人が持っているものを引き続き使うということで問題ないと話していました。審議のほどよろしくお願いします。

(議長)  
質疑を求めます。

(衛藤将明委員)  
ドローンの播種がこの受人の会社でやっているのですが、渡人の圃場でも、新たにということですか。

(久保光輝委員)  
一緒に渡人だけを借りて今まで一緒に作っていたそうです。今回もドローンの播種というテストをするってということで、受人がもうするという事です。

(議長)  
その他ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。  
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・  
挙手多数により承認します。

議案 8 号について説明を担当の議席番号 7 番、松田委員よろしくお願いします。

(松田浩二委員)  
受人の方と、6 月 11 日に現地で立ちあいました。  
場所は挾間町の高崎で石城小学校より東方向に 400 メーターくらい行ったところの川添い付近です。対象物件は 4 筆であり、渡人が高齢ということで、農業ができなくなる。渡人と受人の方が関係は同じ隣保班です。そこで話がまとまったということで、受人の方は 5 年前に空き家バンクで鶴崎の方からこっちに移住してきたということで、その前に、両親が移住してきた下の家で住んでいるということで、農家民泊を行われるということで、収穫できたものは、農家民泊で使用したり自家用で売ったりしていると。問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

(議長)  
質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。  
・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・  
挙手多数により承認します。

議案 9 号について説明を担当の議席番号 5 番、江藤委員よろしくお願いします。

(江藤国子委員)  
議案番号 9 号説明します。  
場所は 210 号線を高速に向かっていったところの途中にある I B U S U K E さんのところから入った農道の一番手前の右側の家になります。  
お父さんが田舎に住みたいってということで渡人の家を家を買うことになったんですけ

ど、それについてる家庭菜園用の畑になります。お父さん 75 歳ですか、娘さん夫婦も一緒に住むということで、農機具等は渡人のをそのまま使えるっていうことなので、特に問題はないと思います。以上です。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 3 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、4 件ほどあります。事務局議案の説明をお願いします。

### 日程第 3 「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について」

#### 【事務局朗読説明】

(議長) 議案 10 号について説明を担当の議席番号 10 番、大津委員よろしく申し上げます。

(大津雄司委員)

資料は 1 ページからになります。北方でイオンハサマの裏手の農地になります。受人ですが、3 ページになります。158-3 にご両親が住まわれている住宅であり、今は両親と住んでおりまして、申請地の農地はお父さんが農地を管理していて、ずっと管理をされていたのですが、渡人がもう農業を全くしておらず、管理をおまかせしていたのですが、財産整理をしたいということで、買って欲しくないかっという話で今回、受人が自宅を建てるということで、転用案件となっております。問題ないと思います。ご審議をお願いします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 11 号について説明を担当の議席番号 10 番、大津委員よろしく申し上げます。

(大津雄司委員)

続きまして 11 番を説明いたします。資料が 7 ページからになります。210 号線沿いの挟間から大分市に向かって天神橋に差しかかるちょうど 3 差路の信号があるのですが、その角地になるところで、現況は田んぼではなく、保全管理を何とか渡人がされていたのですが、現在、小野信自動車が三船にあるのですが、本店を移転したいということで、この用地を取得したいという話になりました、実行性もしっかりありますし、少し大きい開発になりますが、3 種農地でもありますし、農地活用ということで、問題ないと思います。ご審議をお願いします。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 12 号について説明を担当の議席番号 5 番、江藤委員よろしくお願いします。

(江藤国子委員)

議案番号 12 番、説明させていただきます。場所は、庄内の後藤酒店から湯布院寄りの右手にある牛舎になります。受入は 3 年前ぐらいに県の補助事業で、牛舎と堆肥舎を建てたのですが、その時にちょっと転用の手続きとかをしてなかったのが、今回、始末書と一緒に上がってきました。20 ページの下にロール置場って書いてあるのですが、ここ今は田んぼになっていますが、今後はここにロールを置くために今回、転用したいということで、実績等もあるので問題ないと思います。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

議案 13 号について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

資料の 25 ページからになります。場所は南由布駅と由布院駅の間、南由布よりの線路に近い場所にある農地となっております。29 ページをお願いいたします。今回、この後、5 条の貸借の案件と同じ案件になります。29 ページが全体の計画図となっております。本議案はコテージと食堂が建つ 345-7 の部分になります。345-1 がこの次に貸借で出てくる農地で、ここは進入路兼駐車場として活用すると、344-8 は現在家が建っておりますが、ここも購入し家を崩して、進入路兼駐車場にするというような案件となっております。以上です。

(議長)

質疑を求めます。承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

日程第 5 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について 1 件ほどあります。議案説明を事務局お願いします。

日程第 5 「農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について」

【事務局朗読説明】

(議長)  
説明を事務局お願いします。

(事務局)  
資料は 35 ページからとなります。先ほどご説明した案件と関連しております。  
37 ページをご覧ください。345-1 部分が進入路兼駐車場となります。  
使用貸借するという形です。使用貸借する理由としましては 345-8 がまだ田んぼと  
して残っておりますので、今回、345-1 についてはその 345-8 に進入するためです。  
売買ではなく貸借にしたいということの案件となっております。39 ページは全体計  
画図となります。以上です。

(議長)  
質疑を求めます。

(衛藤将明委員)  
先ほどのご説明 345-8 がまだ、計画上は順調に進めるような、何か現実性があるの  
かなと。

(事務局)  
はい。一応計画や資料をいただいております。資金証明もついておりますし、図面  
もついておりますので、今のところの判断からいけば、計画性を持ってやっていた  
だけだと思います。

(議長)  
その他質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。  
・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。  
日程第 5 農用地利用集積等促進計画について 5 件ほどあります。説明を事務局お  
願いします。

## 日程第 5 「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」

### 【事務局朗読説明】

(議長)  
議案 10 号 15 号から 19 号について一括して質疑を受けます。質疑ある方は議案番号  
を述べるようにお願いします。なければ一括して承認に移ります。  
承認される委員の挙手を求めます。  
・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・  
挙手多数により議案 15 から 19 号について承認します。

続いて日程第6 令和7年度最適化活動の点検評価について1件ございます。  
事務局説明をお願いします。

## 日程第6 「令和7年度最適化活動の点検評価について」

### 【事務局朗読説明】

(議長)  
議案20号について質疑を求めます。

(高田英委員)  
21ページ。農地の集積目標で、これ14年度の目標は90%にしていますが、日本がワールドカップで優勝するっていうようなもので、本当にこれは達成できるのですか。どうでしょう。  
これ目標修正しなくても良いのでしょうか。当初から90%と掲げていましたけど、ちょっと難しいんじゃないかと思ったのですが、実際これ事務やっているのは、農政課の方がやっているのですよね。農業委員会が直接はやってはいない。ちょっと1回また相談してみてください。  
遊休農地の解消だけど、22ページの④、農地の利用状況調査をした後に、非農地通知とかいうのは、玖珠とか九重辺りは積極的に土地所有者に送っているのを聞いたのですが、由布市はそんなことやっていないのですよね。どうでしょう。  
僕はもう現況からしても非農地で、いいっていう妥当な。  
ところっていうのを本人に通知して、地目変更届をしてくださいよみたいな通知を他市町村ではしているみたいなのですが、どうでしょう。これをもっと積極的にやったほうが、遊休農地の解消はできるのかなっていう気もするのですが。

(事務局)  
検討します。

(高田英委員)  
本当はしないと悪いのでは。玖珠とか九重は役所に申請人から依頼があって現地を見に行くと、ここは非農地通知出していますから、もう非農地証明すぐ出せますよという、返事をすぐもらうのですが。

(事務局)  
そういう国からの指導もあっておりますけど。  
由布市としてはまだ、できてないっていう状況です。また農振の関係と絡めて農政課と一体でやる。

(高田英委員)  
今度、計画変更見直しするんで、明らかに農振がかかっているけど、農地じゃないよってところは積極的に計画から外すようにしたほうが良いと思う。  
前は農振にかかっちゃっても非農地証明で出していたのだけど、県が変えたから逆に逃げ口がなくなってしまうと。



(事務局)

ただちょっと難しいかなって思うのは農振の計画で、農地が減ってしまうのがどうしても、まだ、国や県は何かその辺で、農地面積はこれぐらいの確保するべきやみたいだな事もあるみたいなので、そこはちょっと

(高田英委員)

まだ農地の広さだけで判断せんで、高齢化率とか、そんなのまで見込んでないと、出すもうちょっと詳しいのを出していけばいいような気がするのだけどな。

(事務局)

だから前回のときもそこはちょっと引っかけたような、ことは聞いていますので、なかなか農振が先に外れてないという判断を入れないところがあるんで、そこはちょっと事務局が調整します

(議長)

他になれば承認される委員の挙手を求めます。

・・・・・・・・・・・・・・・・挙手多数・・・・・・・・・・・・・・・・

挙手多数により承認します。

あとその他何かありますか。なければ終了いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議を終了します。審議お疲れ様でした。

議事録署名

---

---